

參考資料

防府市障害者保健福祉推進協議会設置条例

平成 28 年 3 月 31 日制定

(目的)

第1条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 36 条第 4 項の規定に基づき、本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、防府市障害者保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 法第 36 条第 4 項各号に掲げる事務
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項の規定に基づく市町村障害福祉計画に関すること。
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく市町村障害児福祉計画に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、障害者に関する施策の推進について必要な事項法第 11 条第 3 項の規定に基づき策定する防府市障害者福祉長期計画について、策定及び変更に関する事項を処理すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療・福祉団体等の関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募の手続により決定した者

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長の任期満了後最初に行われる会議は、市長が招集するものとする。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この条例の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成29年9月7日条例第33号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する

防府市障害者福祉推進協議会 委員名簿

(令和2年7月1日現在)

NO.	区分	団体名	委員氏名
1	学識経験者	山口県立大学社会福祉学部	勝井 陽子
2		Y I C看護福祉専門学校	伊藤 悦子
3	保健・医療・福祉 団体等関係者	一般社団法人防府医師会	木村 正統
4		防府市障害福祉団体連合会	中村 信也
5		防府市手をつなぐ育成会	池田 朝子
6		めばえ友の会	山根 幹男
7		防府市障害者生活支援センター	田中 規裕
8		防府市民生委員児童委員協議会	池永 日出夫
9		社会福祉法人防府市社会福祉協議会	山本 亨
10		山口県立防府総合支援学校	浦町 浩
11		防府商工会議所	賀屋 哲也
12	行政関係者	山口県山口健康福祉センター	門田 大
13		防府公共職業安定所	南 政彦
14	公募委員		太田 秀信
15			藤田 和博

防府市障害者福祉長期計画検討委員会設置要綱

令和2年5月15日制定

(目的)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項及び第9項に規定する障害者計画策定及び変更に関する総合調整、計画素案の作成等を行うため、防府市障害者福祉長期計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者とする。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には健康福祉部次長の職にある者を、副委員長には障害福祉課長の職にある者を充てることとする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれを務める。

3 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和2年5月15日から令和3年3月31日までとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

別表

防府市障害者福祉長期計画検討委員会委員

No.	所 属	委 員
1	総 務 部	人 事 課 長
2		行 政 管 理 課 長
3		防 災 危 機 管 理 課 長
4	総 合 政 策 部	情 報 政 策 課 長
5	地 域 交 流 部	市 民 活 動 推 進 課 長
6		文 化 ・ ス ポ ー ツ 課 長
7		お も て な し 観 光 課 長
8	生 活 環 境 部	生 活 安 全 課 長
9		市 政 相 談 課 長
10	健 康 福 祉 部	高 齢 福 祉 課 長
11		障 害 福 祉 課 長
12		子 育 て 支 援 課 長
13		社 会 福 祉 課 長
14		健 康 増 進 課 長
15	産 業 振 興 部	商 工 振 興 課 長
16	土 木 都 市 建 設 部	道 路 課 長
17		都 市 計 画 課 長
18		建 築 課 長
19		入 札 検 査 室 長
20		選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
21	教 育 委 員 会	教 育 総 務 課 長
22		学 校 教 育 課 長
23		生 涯 学 習 課 長
24	消 防 本 部	通 信 指 令 課 長
25	上 下 水 道 局	総 務 課 長

用語解説

あ行

あいサポート運動 P25

誰もが、様々な障害の特性、障害のある人が困っていること、障害のある人への必要な配慮などを理解して、障害のある人に対してちょっとした手助けや配慮を実施し、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）を一緒に作っていくという、山口県が推進している運動。

移動支援事業 P35

屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出（通勤・通学・通院等、経済活動に係る外出や長期にわたる外出を除く）や余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援する事業。

インクルーシブ教育システム P52

人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組み。

か行

救急おたすけっと P49

かかりつけ医療機関、お薬手帳（写）、持病や健康保険証（写）、診察券（写）などの情報を入れた専用の容器で市内在住の障害のある人や 65 歳以上一人暮らし高齢者に無償で配布される。自宅（冷蔵庫内）に保管し、もしものときに救急隊員が保管された情報をもとにかかりつけ医療機関や搬送先医療機関などと連携し、迅速な救急活動に役立てる。



共生型サービス P34

地域共生社会の実現に向けた取組みの一つとして、高齢者と障害のある人が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供する取組み。

ケアマネジメント P32

障害のある人や家族からの相談に応じ、本人の心身の状況、家族の状況等を踏まえ、保健・医療・福祉等の各サービスを組み合わせせた計画を作成し、継続的な援助を行うこと。

高次脳機能障害 P18

けがや病気によって脳に損傷を負い、認知機能に障害が出て日常生活や社会生活に支障を来す状態。

合理的配慮 P8

障害のある人から支援を求める意思表示があった場合に、過大な負担が生じない範囲で、社会的障壁を取り除くために行うこと。

5歳児発達相談会 P52

子どもの発達特性を保護者に理解してもらい、適切な環境設定をすることにより、子どもに対しては発達の促進を、保護者に対しては育児不安の解消を促すことを目的とした相談会。対象は5歳児（年中児）。

さ行

サポートマーク P25

外見からは援助を必要としていることが分からない人が、援助を得やすくなるよう、身に着けることで援助を必要としていることを示すマーク。

市民後見人 P27

後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付けた一般市民が後見活動を行うこと。親族等による成年後見が困難な場合などに、家庭裁判所から選任された市民が、本人に代わり財産管理や福祉サービス契約などの法律行為を行う。

社会的障壁 P30

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で妨げとなる社会的な制度や慣行。

社会的リハビリテーション P46

障害のある人が地域社会の中で積極的に社会資源を活用し、主体的に生活を切り開き、社会参加する、社会生活力を高めるために用意されるリハビリテーション。

就労移行支援事業所 P56

就労を希望する障害のある人に対し、通所により、一般就労に必要な知識・能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援等を行い、一般就労への移行を支援する事業所。

就労継続支援B型事業所 P56

一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う事業所。

就労継続支援 A 型事業所 P56

通常の事業所への一般就労が困難な障害のある人のうち、雇用契約に基づく就労が可能となる人について、雇用契約を結び、就労の機会の提供や生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う事業所。

就労定着支援 P34

一般就労した障害のある人に対して就職先の企業や自宅への訪問等を行い、職場に定着できるように、必要な連絡調整や指導・助言を行う支援。

障害者雇用率制度 P58

障害者雇用率を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、身体障害者・知的障害者・精神障害者について、一般と同じ水準において常用労働者となりえる機会を与えることを目的とした制度。

障害者就業・生活支援センター P56

障害のある人の職業の安定を図ることを目的に、就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携拠点として連絡調整等を積極的に行ないながら、就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う施設。都道府県知事が指定する。山口・防府圏域では、山口市にある「鳴滝園障害者就業・生活支援センターデパール」が指定を受けている。

小児慢性特定疾患治療研究事業 P46

小児慢性特定疾患（長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであつて、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が定める疾病）に関する医療の確立や普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る事業。

身体障害者標識 P41

道路交通法に基づく標識のひとつで、円形をしており、青地に白の四葉の植物をあしらった図案で、肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された人が自動車を運転する場合に、その車両に表示するマーク。



身体障害者補助犬 P35

盲導犬（目の不自由な人の歩行を助けるために特別に訓練された犬）、介助犬（肢体不自由のある身体障害者のために、物の拾い上げや運搬、着脱衣の補助等を行う犬）、聴導犬（聴覚障害のある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音等を聞き分け、その人に必要な情報を伝え、必要に応じて音源への誘導等を行う犬）のことをいう。公共施設や交通機関、不特定多数の人が利用する民間施設では、身体障害者補助犬の同伴受入れ義務があり、また、一定規模の民間の障害者雇用事業主にも使用受入れ義務がある。

児童発達支援 P34

未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うこと。

情報アクセシビリティ P39

パソコンやスマートフォンなどによる情報の受け取りやすさ。

ジョブコーチ P56

職場適応援助者。障害のある人が職場に適応することを容易にするため、障害のある人が働く職場に派遣され、職業習慣の確立や同僚への障害のある人の特性に関する理解の促進等のきめ細かな支援を行う人。

自立生活援助 P34

施設入所支援や共同生活援助を利用していた障害のある人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う支援。

成年後見制度 P26

判断能力が不十分であるために、法律行為における意思決定が不十分だったり、困難だったりする人に代わって、家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人や保佐人等が、財産管理等を行う制度。

た行

地域総合支援協議会 P32

障害者総合支援法の規定に基づき、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村に設置される組織。

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業） P26

知的障害のある人、認知症高齢者など判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用や金銭管理等の援助を行うもので、都道府県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会と協力して実施している事業。

聴覚障害者標識 P41

道路交通法に基づく標識のひとつで、聴覚障害があることを理由に運転免許に条件を付された人が自動車を運転する場合に、その車両に表示するマーク。



通級指導教室 P52

小・中学校の通常の学級に在籍している発達に課題がある児童生徒に対して、各教科等の指導の大部分は学級で行いつつ、発達上の課題を改善・克服するための、実態に応じた特別の指導を行う場のこと。

特定疾患治療研究事業 P46

特定疾患（原因不明で治療方法が確立していない難病のうち、治療が極めて困難な疾病）に関する医療の確立や普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る事業。

特別支援学級 P25

学校教育法に基づき、小・中学校、高等学校等に置くことができることとされている教育上特別な支援を必要とする児童・生徒を対象にした少人数学級。

特別支援学校 P25

学校教育法に基づき、比較的重度の障害のある幼児児童生徒を対象に一人ひとりの障害に配慮した専門性の高い教育を行う学校。視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱である児童・生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、社会参加や自立に向けた個別の教育ニーズに応じた適切な教育支援を行うことを目的としている学校。山口県では県立の特別支援学校を総合支援学校という。

特別支援教育 P54

障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。

トライアル雇用 P56

公共職業安定所（ハローワーク）の紹介によって特定の労働者を短期間（原則3か月）の試用期間を設けて雇用し、企業側と労働者側が相互に適正を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まるという制度。障害のある人を対象とするトライアル雇用もそのひとつで、事業所が障害のある人を試用雇用で受け入れ、本格的雇用に取り組むきっかけづくりとする制度。

な行

難病 P8

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。昭和47年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、「(1) 原因不明、治療方針未確定であり、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2) 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されている。

障害者総合支援法上では、障害福祉サービスの対象疾病として難病等を障害者の定義に加え、361 疾病を対象としている。（令和元年7月1日時点）

は行

発達支援体制整備事業 P53

保育所において、障害のある子どもやその家族に対するきめ細かな子育て支援を実施できる体制を整備することにより、障害のある子どもの受入れ促進を図る事業。

発達障害 P8

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

ひきこもり P32

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態。

避難行動要支援者名簿 P48

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが著しく困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の支援、安否の確認、その他の要配慮者の生命、又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿。

標識表示車に対する保護規定 P41

身体障害者標識や聴覚障害者標識を掲示した車両の周囲の運転者は、この標識を掲示した車両を保護する義務を有し、やむを得ない場合を除き、幅寄せ・割り込みなどの行為を行ってはならないという道路交通法上の規定。

ピアサポート P29

障害のある人やその家族が、互いに悩みを共有することや情報交換のできる交流会活動を支援すること。

福祉員 P29

地域住民の中から選出され、市社会福祉協議会会長と地区社会福祉協議会会長の連名により委嘱を受けて活動する小地域福祉活動の推進者。地域住民や自治会長、民生委員・児童委員等と協力して、地域の生活課題を解決するための活動等を進めている。

福祉の輪づくり運動 P28

「困ったときにお互いが助け合える組織を地域につくろう」を合言葉に、地域住民を中心に保健・医療・福祉の関係者や様々な機関・団体が力を合わせて地域の福祉問題を解決していこうというもので、福祉のネットワークづくりを進める運動。

福祉ホーム事業 P42

地域において日常生活又は社会活動を営むことができるよう、住居を求める障害のある人に低額な料金で居住の場を提供する事業。

ヘルプマーク P25

東京都が義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマーク。

保育所等訪問支援 P53

保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等に在籍する児童に対し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行うこと。

法人成年後見 P27

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が、後見活動を行うもので、親族等による成年後見が困難な場合などに、家庭裁判所から選任され、本人に代わり財産管理や福祉サービス契約などの法律行為を行う。

防府市教育支援委員会 P53

心身に障害を有する児童生徒に対して、適正な教育措置を講ずるための就学指導を行うため、市内の特別支援学級設置校の校長等で構成される組織。

防府市児童発達支援センター P33

児童福祉法に基づき、主に未就学の障害のある子どもまたはその可能性のある子どもに対する発達支援や相談を行うほか、18歳未満の障害のある子ども等に対する地域における中核的な支援機関。

保護者サークル・団体連絡会 P53

防府市地域総合支援協議会の部会の一つで、障害のある人の保護者サークルや団体により構成されている。

防災ラジオ（防府市緊急告知防災ラジオ） P49

災害時などの緊急時に、市から防災行政無線で緊急情報や防災情報を放送した際、FMわっしょい（77.3MHz）の放送やケーブルテレビの有線ラジオ放送を利用し、その放送内容を自動的に受信する防災専用ラジオ。



や行

山口県発達障害者支援センター P33

発達障害児・者、家族、支援者を対象とした発達障害の専門相談機関。山口県では、「山口県発達障害者支援センターまっぷ」が山口市に設置されている。

山口県福祉のまちづくり条例 P40

障害のある人や高齢者の日常生活や社会生活を制限する障壁のない、誰でも利用しやすい生活環境を整え、障害のある人等を含むすべての人が自らの意思で自由に行動し、平等に参

加することができる社会を構築していく福祉のまちづくりを総合的に推進するため、県や事業者、県民の責務を明らかにし、福祉のまちづくりに関する施策の基本となる事項や公共的施設の整備等に必要な事項を定めたもの。

やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度 P35

公共施設や店舗などに設置されている障害者用駐車場を適正に利用してもらうため、障害のある人や高齢者等で歩行や乗降が困難な人に、県が県内共通の利用証を交付して、必要な駐車スペースを確保できるようにする制度。



友愛訪問グループ員 P29

地域社会におけるあたたかい見守りを促進することを目的に、65歳以上の一人暮らし高齢者に対し訪問活動を実施するグループで活動を行う人。

ユニバーサルデザイン P39

障害のある人や高齢者を特別に対象とするのではなく、すべての人にとって使いやすいよう製品、環境、情報などをデザインするという考え方。

要約筆記者 P30

聴覚に障害がある人（主に中途失聴者・難聴者）のために、話の内容等をリアルタイムで要約して、手書き又はパソコンを活用して文字化すること（筆記通訳）により、障害のある人の情報入手を支援する通訳者。

ら行

療育 P32

発達障害や自閉症、肢体不自由などの障害のある子どもが社会的に自立ができるように行われる医療と保育のこと。